

監視・密告社会をもたらす盗聴法の拡大と 司法取引の導入に反対する決議

- 1 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」（特別部会）は、2014年7月9日、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」と題する答申案を委員全員一致で決定した。

答申案は、本年9月18日に開催された法制審議会総会において承認され、同日、松島務大臣に答申された。

しかし、答申の内容は、取調べ過程の可視化をきわめて限定し、証拠開示についても一覧表の開示にとどめる一方で、盗聴法（通信傍受法）の適用拡大と要件緩和及び司法取引制度の導入という、国民の人権侵害と新たな冤罪につながる捜査手法の導入を提起している。

自由法曹団は、捜査機関の要求を受け容れ、冤罪根絶という特別部会の使命から大きく後退した答申を容認することはできない。

- 2 答申された盗聴法の「改正」は、①対象犯罪を従前の4類型の重大犯罪（組織的殺人、組織的銃器犯罪等）から、傷害を含む身体犯、窃盗、詐欺といった財産犯まで大幅に拡大するとともに、②盗聴（通信傍受）の手続きを通信事業者が通信の内容を暗号化し捜査機関に伝送するという方式に変更し、通信事業者の立ち会いを不要とし、捜査機関の施設で盗聴を行えるようにすることによって、捜査機関にとって使い勝手の良い盗聴法にしようとするものである。

しかし、現行の盗聴法は、通信の秘密・国民のプライバシーを侵害し違憲であるという国民の反対運動のもと、対象犯罪を重大犯罪のみを対象とする4類型に限定するとともに、手続として通信事業者の立ち会い要件が課されて立法化されたという経緯がある。

そもそも違憲の盗聴法を捜査機関にとって使い勝手が悪いからという理由で、対象犯罪を大幅に拡大したり、捜査機関傍受の適正を担保するために課された通信事業者の立ち会いを不要とすることなど到底許されるものではない。

また、組織化された犯罪集団の幹部が電話盗聴で簡単に捕捉されるような形態で指示を行っているとは考え難く、「振込詐欺」等の犯罪の摘発が盗聴によって促進されるとも考えがたい。

なお、盗聴の要件として「数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき」、「犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体によって行われ、又は行われると疑うに足りる状況があるとき」が課されてはいるが、このような緩やかな要件では盗聴の対象を組織的犯罪のみに限定するものとは言えない。

むしろ、捜査機関が何らかの犯罪を「共謀」している疑いがあると決めつけ、労働組合や民主団体さらには様々な市民団体の運動を広く盗聴の対象とされるおそれがあるとさえいえる内容であり、市民団体への不当な介入・弾圧の契機として利用されかねない。

盗聴法の拡大は、捜査機関が盗聴を通じて国民の動向を監視する「監視社会」をもたらしかねず、立法化は断じて許されない。

- 3 答申は、汚職、詐欺、横領などの経済犯罪と銃器・薬物犯罪を対象にして、「捜査・公判協力型協議・合意制度」すなわち司法取引の導入を提起した。

被疑者・被告人が他人の犯罪事実について供述、証言する見返りとして、検察官が起訴しないことなどを約束するという内容となっており、被疑者・被告人と検察官との「取引」には、弁護人の同意が必要とされている。

司法取引は、捜査機関が被疑者を利益誘導して虚偽の自白や証言を獲得する手段とし

て利用される可能性が高い。その結果、無実の第三者の「引っ張り込み」の危険や、共犯者への責任のなすりつけといった事態を生み出す危険性が高く、新たな冤罪の温床になりかねない。

また、取引に同意するという形で弁護人が他人の犯罪立証に制度的に組み込まれ、場合によっては冤罪に加担させられるという立場に措かれかねないことを意味しており、刑事弁護そのものの変質につながりかねない危険がある。

さらに、刑事責任を問わないことを取引材料として、他人の「犯罪」を証言させ、事件をデッチ上げことは、弾圧事件でよくみられる捜査手法であり、司法取引の導入は新たな弾圧事件を生み出しかねない。

他人の犯罪を告白することで、自己の犯罪責任を軽減する司法取引の導入は、他人の犯罪の密告を奨励しているものと言わざるを得ず、「密告の奨励」によって特定の組織や団体の弾圧に利用されかねないのである。

そもそも、刑事司法を「取引」の場とすることに国民的な合意が存在しているとも言い難い状況において、国民的議論もないままに立法化することなど許されない。

- 4 安倍内閣が進める「戦争をする国づくり」にとって、情報統制と国民の監視体制を確立するための立法措置が不可欠である。

国民に対する監視と密告を奨励する盗聴法の拡大と司法取引の導入は、「戦争をする国づくり」における治安立法として位置づけることができる。

「戦争をする国づくり」の策動を止めるためにも、盗聴法の拡大と司法取引の導入を断じて許してはならない。

- 5 自由法曹団は、監視社会をもたらす盗聴法の拡大と密告を奨励する司法取引の導入を阻止するために、「戦争をする国づくり」に反対する多くの国民と連帯して、全力で奮闘することを表明する。

2014年10月20日

自由法曹団 福井・あわら総会